

市第113号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第66号を削り、第66号の2を第66号とし、第66号の3を第66号の2とし、同条第67号及び第68号中「、医薬品の販売先等変更許可証」を削り、同条第101号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同条第125号の2及び第125号の3を次のように改める。

(125) の2 建築基準法第86条の

8第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定申請手数料（全体計画に係るそれぞれの工事に同法第20条第2号に定める基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、同法第20条第2号イに規定す

る方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査(次号及び第125号の5において「法第20条第2号の構造適合審査」という。)を必要とする工事(当該工事に係る同法第6条第1項の規定に基づく申請において第134号に規定する構造判定を必要とする工事その他の規則で定める工事を除く。次号から第125号の5までにおいて「対象工事」という。)が含まれないものに限る。)

同

120,000円

(125) の 3. 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定申請手数料(全体計画に係るそれぞれの工事に対象工事が含まれるものに限る。)は、1件につき前号に規定する額と対象工事ごとに当該対象工事に係る法第20条第2号の構造

適合審査を必要とする一の建築物（当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているものにあつては、当該構造方法のみで接している建築物の部分を一の建築物として算定する。以下同じ。）の床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア	床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合	1棟につき	166,800円
イ	同 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合	同	222,400円
ウ	同 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合	同	255,000円
エ	同 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下の場合	同	336,900円
オ	同 50,000平方メートルを超える場合	同	619,300円

第2条第125号の3の次に次の2号を加える。

(125) の 4 建築基準法第86条の
8 第 3 項の規定に基づく 2 以
上の工事の全体計画の変更認
定申請手数料（全体計画に係
るそれぞれの工事に対象工事
が含まれないものに限る。） 1 件につき 120,000円

(125) の 5 建築基準法第86条の
8 第 3 項の規定に基づく 2 以
上の工事の全体計画の変更認
定申請手数料（全体計画に係
るそれぞれの工事に対象工事
が含まれるものに限る。） 1 件につき前号に規定する
額と対象工事ごとに当該対
象工事に係る法第20条第 2
号の構造適合審査を必要と
する一の建築物の床面積に
応じ第 125 号の 3 アからオ
までに掲げる額を合計した
額

第 2 条第 126 号ア中「同」を「1 件につき」に改め、同条第13
4 号中「及び第 139 号の 3」を「、第 139 号の 3、第 139 号の 9
及び第 139 号の10」に改め、同号ア中「5,000 円」を「10,000円
」に改め、同号イ中「9,000 円」を「18,000円」に改め、同号ウ
中「14,000円」を「28,000円」に改め、同号エ中「19,000円」を
「36,000円」に改め、同号オ中「34,000円」を「66,000円」に改

め、同号カ中「48,000円」を「93,000円」に改め、同号キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同号ケ中「460,000円」を「900,000円」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「10,000平方メートル」を「30,000平方メートル」に、「240,000円」を「460,000円」に改め、同号クを同号コとし、同号キの次に次のように加える。

ク 同	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合	同	280,000円
ケ 同	10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の場合	同	370,000円

第2条第134号の2を次のように改める。

(134) の2 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の確認申請手数料（構造判定を必要とするものに限る。）は、1件につき建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加

する部分の床面積による。)

) を合計した面積に応じ前号に規定する額と構造判定を必要とする一の建築物の床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 建築物の構造計算が建築

基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの

(ア) 床面積の合計が1,000

平方メートル以下の場合 1棟につき 110,000円

(イ) 同 1,000

平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合

同 137,000円

(ウ) 同 2,000

平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合

同 150,000円

(エ) 同 10,000

平方メートルを超え、50,000平方メートル以下の場合

同 190,000円

(オ) 同	50,000		
平方メートルを超える場 合		同	322,000円
イ ア以外のもの			
(ア) 床面積の合計が1,000 平方メートル以下の場合		同	159,000円
(イ) 同	1,000		
平方メートルを超え、2, 000平方メートル以下の 場合		同	212,000円
(ウ) 同	2,000		
平方メートルを超え、10 ,000平方メートル以下の 場合		同	243,000円
(エ) 同	10,000		
平方メートルを超え、50 ,000平方メートル以下の 場合		同	321,000円
(オ) 同	50,000		
平方メートルを超える場 合		同	590,000円

第2条第135号ア中「9,000円」を「17,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「5,000円」を「10,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「15,000円」に改め、同号エ中「4,000円」を「9,000円」

に改め、同条第 136 号中「移転等」の次に「（移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をいう。以下この号及び第 139 号の 5 において同じ。）」を加え、「完了検査手数料（移転、大規模の修繕及び大規模の模様替）」を「完了検査申請手数料（移転等）」に、「完了検査手数料に」を「完了検査申請手数料に」に、「当該移転、修繕又は模様替」を「当該移転等」に改め、同号ア(ア)中「9,000 円」を「15,000 円」に改め、同号ア(イ)中「11,000 円」を「18,000 円」に改め、同号ア(ウ)中「15,000 円」を「24,000 円」に改め、同号ア(エ)中「21,000 円」を「31,000 円」に改め、同号ア(オ)中「35,000 円」を「55,000 円」に改め、同号ア(カ)中「47,000 円」を「75,000 円」に改め、同号ア(キ)中「10,000 平方メートル」を「5,000 平方メートル」に改め、同号ア(ク)中「370,000 円」を「600,000 円」に改め、同号ア(ケ)を同号ア(サ)とし、同号ア(ク)中「10,000 平方メートル」を「30,000 平方メートル」に、「180,000 円」を「290,000 円」に改め、同号ア(ク)を同号ア(コ)とし、同号ア(キ)の次に次のように加える。

(ク) 同	5,000		
	平方メートルを超え、10		
	,000平方メートル以下の		
	とき。	同	180,000円

(ケ) 同	10,000		
	平方メートルを超え、30		
	,000平方メートル以下の		
	とき。	同	230,000円

第 2 条第 136 号イ(ア)中「10,000 円」を「16,000 円」に改め、同

号イ(イ)中「12,000円」を「19,000円」に改め、同号イ(ウ)中「16,000円」を「25,000円」に改め、同号イ(エ)中「22,000円」を「34,000円」に改め、同号イ(オ)中「36,000円」を「58,000円」に改め、同号イ(カ)中「50,000円」を「78,000円」に改め、同号イ(キ)中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に改め、同号イ(ク)中「380,000円」を「610,000円」に改め、同号イ(ケ)を同号イ(サ)とし、同号イ(ク)中「10,000平方メートル」を「30,000平方メートル」に、「190,000円」を「300,000円」に改め、同号イ(ク)を同号イ(コ)とし、同号イ(キ)の次に次のように加える。

(ク) 同 5,000
平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の
とき。 同 190,000円

(ケ) 同 10,000
平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の
とき。 同 240,000円

第2条第137号中「13,000円」を「21,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同条第138号中「9,000円」を「15,000円」に改め、同条第139号ア中「9,000円」を「15,000円」に改め、同号イ中「11,000円」を「18,000円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号エ中「20,000円」を「32,000円」に改め、同号オ中「33,000円」を「52,000円」に改め、同号カ中「45,000円」を「70,000円」に改め、同号キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に改め、同号ケ中「33

0,000円」を「530,000円」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「10,000平方メートル」を「30,000平方メートル」に、「160,000円」を「260,000円」に改め、同号クを同号コとし、同号キの次に次のように加える。

ク 同 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合 同 160,000円

ケ 同 10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の場合 同 210,000円

第2条第139号の2中「する建築物」を「する部分」に改め、同条第139号の3中「につき建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物）」を「につき建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分）」に改め、「（変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積（ただし、増築に係る場合（建築物の計画の変更をして増築する場合を含む。）においては、当該増築に係る部分の床面積に構造判定を必要とする当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積））」を削り、「第134号の2ア(ア)及びイ」を「第134号の2ア及びイ」に改め、同条第139号の5中「移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この号において「移転等」という。）」を「移転等」に、「する建築物」を「する部分」に改め、同条第139号の6中「13,000円」を「21,000円」に、「8,000円」を「13,000円」に改め、同条第139号の7中「9,000円」を「15,000円」に改め、同条第139号の8の次に次の4号を加える。

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料（同条第4項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき同条第4項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（建築基準法施行令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、同法第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（以

下「構造適合審査」という
。)を必要としない建築物
の場合

建築物の床面積（変更等及
び用途の変更に係る場合に
おいては、当該変更等及び
用途の変更をする部分の床
面積の合計に0.5を乗じて
得た面積（ただし、建築物
の計画の変更で床面積の増
加する部分にあつては、当
該増加する部分の床面積）
）を合計した面積に応じ第
134号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とす
る建築物の場合は、建築物
の床面積（変更等に係る場
合においては、当該変更等
をする部分の床面積の合計
に0.5を乗じて得た面積（
ただし、建築物の計画の変
更で床面積の増加する部分
にあつては、当該増加する
部分の床面積））を合計し
た面積に応じ第134号に規
定する額と構造適合審査を

必要とする一の建築物の床面積に応じ(ア)及び(イ)に掲げる額を合計した額

(ア) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの

a	床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合	1棟につき	115,300円
b	同 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合	同	143,700円
c	同 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合	同	157,300円
d	同 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下の場合	同	199,300円
e	同 50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下の場合	同	213,300円

	00平方メートルを超え る場合	同	337,900円
(イ)	(ア)以外のもの		
a	床面積の合計が1,00 0平方メートル以下の 場合	同	166,800円
b	同 1,00 0平方メートルを超え 、2,000平方メートル 以下の場合	同	222,400円
c	同 2,00 0平方メートルを超え 、10,000平方メートル 以下の場合	同	255,000円
d	同 10,0 00平方メートルを超え 、50,000平方メートル 以下の場合	同	336,900円
e	同 50,0 00平方メートルを超え る場合	同	619,300円
ウ	建築設備の場合	第135号ア及びイに掲げる 手数料の区分に従い、それ ぞれ当該手数料の額と同一 の額	

(139) の10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定申請手数料（同条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第

134号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積に応じ前号イ(ア)及びイ(イ)に掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第135号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(139) の11 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域に関する都市計画に基づく建築物の敷地面積の特例許可申請

手数料 1 件につき 160,000円

(139) の12 都市計画法第 8 条第
1 項第 3 号に掲げる高度地区
に関する都市計画に基づく建
築物の高さの特例許可申請手
数料

同 160,000円

第 2 条第 140 号中「(昭和43年法律第 100 号)」を削り、同号
ア(ア)中「1 件につき」を「同」に改める。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条第 125 号の 3、第 125 号の 5、第 134 号の 2
、第 139 号の 3、第 139 号の 9 イ及び第 139 号の10イに定める
手数料については、市長は、規則で定める場合は、規則で定め
る額を返還することができる。

第 2 条 横浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 134 号中「及び第 139 号の10」を「、第 139 号の10、
第 139 号の12及び第 139 号の14」に改め、同条第 139 号の12を同
条第 139 号の18とし、同条第 139 号の11中「1 件につき」を「同
」に改め、同号を同条第 139 号の17とし、同条第 139 号の10の次
に次の 6 号を加える。

(139) の11 長期優良住宅の普及
の促進に関する法律（平成20
年法律第87号）第 5 条第 1 項
から第 3 項までの規定に基づ
く長期優良住宅建築等計画の
認定申請手数料（同法第 6 条

第2項の規定による申出をしない場合に限る。)は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数(次号において「同時申請住戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。同号において同じ。)とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。

1件につき 6,000円

(イ) 同 2戸以上5戸以下のとき。

同 12,000円

(ウ) 同	6 戸以上		
	10 戸以下のとき。	同	21,000 円
(エ) 同	11 戸以上		
	30 戸以下のとき。	同	31,000 円
(オ) 同	31 戸以上		
	50 戸以下のとき。	同	58,000 円
(カ) 同	51 戸以上		
	100 戸以下のとき。	同	99,000 円
(キ) 同	101 戸以		
	上 200 戸以下のとき。	同	160,000 円
(ク) 同	201 戸以		
	上 300 戸以下のとき。	同	200,000 円
(ケ) 同	301 戸以		
	上のとき。	同	210,000 円
イ ア以外の場合			
(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき。		同	45,000 円
(イ) 同	2 戸以上		
	5 戸以下のとき。	同	110,000 円
(ウ) 同	6 戸以上		
	10 戸以下のとき。	同	170,000 円
(エ) 同	11 戸以上		
	30 戸以下のとき。	同	340,000 円
(オ) 同	31 戸以上		
	50 戸以下のとき。	同	600,000 円

(カ) 同	51戸以上 100戸以下のとき。	同	1,000,000円
(キ) 同	101戸以 上200戸以下のとき。	同	1,900,000円
(ク) 同	201戸以 上300戸以下のとき。	同	2,700,000円
(ケ) 同	301戸以 上のとき。	同	3,400,000円

(139) の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（同法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ前号ア及びイに掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額と同法第6条第2項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該

変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積に応じ第 139 号の 9 イ(ア)及びイ(イ)に掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それ

ぞれ当該手数料の額と同一
の額

(139) の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第9条第1項の規定による場合以外の場合に限る。）は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（次号において「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。同号において同じ。）とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1

項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。	1件につき	3,000円
(イ) 同 2戸以上5戸以下のとき。	同	6,000円
(ウ) 同 6戸以上10戸以下のとき。	同	10,500円
(エ) 同 11戸以上30戸以下のとき。	同	15,500円
(オ) 同 31戸以上50戸以下のとき。	同	29,000円
(カ) 同 51戸以上100戸以下のとき。	同	49,500円
(キ) 同 101戸以上200戸以下のとき。	同	80,000円
(ク) 同 201戸以上300戸以下のとき。	同	100,000円
(ケ) 同 301戸以上上のとき。	同	105,000円

イ ア以外の場合

(ア) 住戸の総数が1戸のとき。	同	22,500円
(イ) 同 2戸以上 5戸以下のとき。	同	55,000円
(ウ) 同 6戸以上 10戸以下のとき。	同	85,000円
(エ) 同 11戸以上 30戸以下のとき。	同	170,000円
(オ) 同 31戸以上 50戸以下のとき。	同	300,000円
(カ) 同 51戸以上 100戸以下のとき。	同	500,000円
(キ) 同 101戸以上 200戸以下のとき。	同	950,000円
(ク) 同 201戸以上 300戸以下のとき。	同	1,350,000円
(ケ) 同 301戸以上 上のとき。	同	1,700,000円

(139) の14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項

の規定による申出をする場合に限る。)は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ前号ア及びイに掲げる額を既認定住戸数で除して得た額と同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積

の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積に応じ第 139 号の 9 イ(ア)及び(イ)に掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(139) の 15 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

1 件につき 2,100円

(139) の 16 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の

地位の承継の承認申請手数料 同

1,700円

第7条ただし書中「及び第139号の10イ」を「、第139号の10イ、第139号の12イ及び第139号の14イ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第101号及び第134号の2の改正規定、同条第136号の改正規定（同号ア及びイの改正規定を除く。）並びに同条第139号の2、第139号の3及び第139号の5の改正規定並びに附則第3項の規定は公布の日から、第1条中第2条第66号を削り、同条第66号の2を同条第66号とし、同条第66号の3を同条第66号の2とする改正規定並びに同条第67号及び第68号の改正規定並びに次項の規定は平成21年6月1日から、第2条の規定は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下「一部改正令」という。）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされた一部改正令による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下「旧令」という。）第45条第1項の規定に基づく特例許可旧卸売一般販売業者（一部改正令第5条に規定する特例許可旧卸売一般販売業者をいう。以下同じ。）についての許可証の書換え交付又は旧令第46条第1項の規定に基づく特例許可旧卸売一般販売業者についての許可証の再交付に係る手数料について

は、第1条の規定による改正前の横浜市手数料条例第2条第67号及び第68号の規定は、なおその効力を有する。

3 第1条の規定による改正後の横浜市手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第101号の規定は、この条例の公布の日以後の申請に係る手数料について適用する。

4 新条例第2条第125号の2から第125号の5まで、第134号、第135号から第139号まで、第139号の6及び第139号の7並びに第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 新条例第2条第139号の9から第139号の12までの規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

提 案 理 由

薬事法の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定に伴い長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を徴収し、建築物の確認申請手数料等を改定する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。